○個人情報保護委員会規則第一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「又は開示請求等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項、第二十七条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に相当するものをいう。）に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告　示

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成二十五年四月内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号）を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

第一第一号(1)中「平成二十一年総務省告示第百七十五号」を「平成二十五年総務省告示第四百五号」に改める。

第一第三号(3)中「別表第一」を「別表第三」に、「別表第二」を「別表第四」に改め、同号を第一第五号とし、第一第二号の次に次の二号を加える。

三　(1)　上水道・工業用水道部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者並びに工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者（以下「水道事業者等」という。）は、上水道・工業用水道の運営に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの水道事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、上水道・工業用水道部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる小分類三六一―上水道業及び小分類三六二―工業用水道業に属する事業場において行われる事業活動であって、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「上水道・工業用水道部門活動」という。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

①　温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

②　上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

③　上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献・データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

④　上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

⑤　④の実施状況及びその効果を把握すること。

⑥　⑤も踏まえ、上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

⑦　水利用の効率化につながる関係行政機関・他の事業者との連携強化及び設備規模の縮小等を踏まえた水道施設・工業用水道施設の再構築を推進すること。

(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

水道事業者等は、上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の上水道・工業用水道を取り巻く状況の変化に応じ、「一　業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項　(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

①　温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

水道事業者等は、上水道・工業用水道部門における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、上水道・工業用水道部門における事業の広域化や施設の統合による設備の運転の効率化についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア　取水・導水工程における設備

ポンプ設備における台数制御システム・可動羽根制御システム・インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入による運転制御方式の改善、羽根車改造等によるポンプ容量の適正化、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高いモーターの導入その他の必要な措置